

発注者・監督職員の皆様へ

指定・任意の正しい運用について



要 点

土木工事における仮設、施工方法等には、指定と任意の部分があります。発注においては、指定と任意の部分を明確にすることが必要です。任意については請負者が自らの責任において行うものであり、仮設、施工方法等については、その選択が請負者に委ねられています。

発注者、監督職員は任意の趣旨を十分に踏まえ、不必要な指導を行わないようにしましょう。

なお、指定・任意にかかわらず、当初発注時の条件を明示し、将来の設計変更等が明確になるよう努めましょう。

■ 指定と任意の定義

指定と任意については、契約約款第一条に基本的考え方が示してあります。

指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり、施工を行わなければならないものです。

任意とは、工事目的物を施工するにあたり、請負者の責任において自由に施工を行うことができるものです。

なお、指定・任意にかかわらず、施工上の条件明示（地質条件、廃棄物処理条件等）はできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要です。

◆指定、任意の考え方◆

	指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定します (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には指定しません (契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	請負者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	行います	行いません
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	行います	行います

参 考

公共工事標準請負契約約款（抄）

（総 則）

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

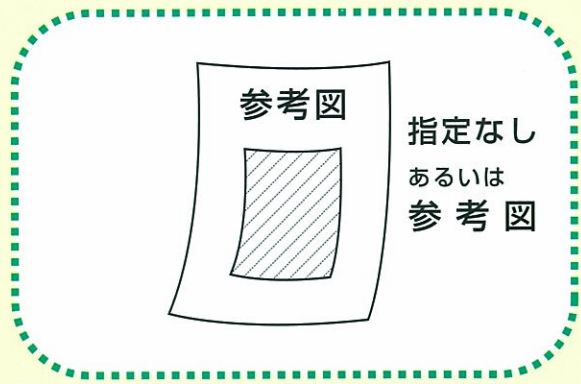
3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

- 注) 1. 参考資料・参考図については、あくまでも見積上の参考であって、設計図書ではありません。
2. 共通仕様書において、施工計画書の扱いは、提出されたものの受理であり、承諾行為ではありません。（積算と異なる工法等であっても発注者が責任を負うものではない。）

指定

任意

設計図書



施工方法の変更



条件変更

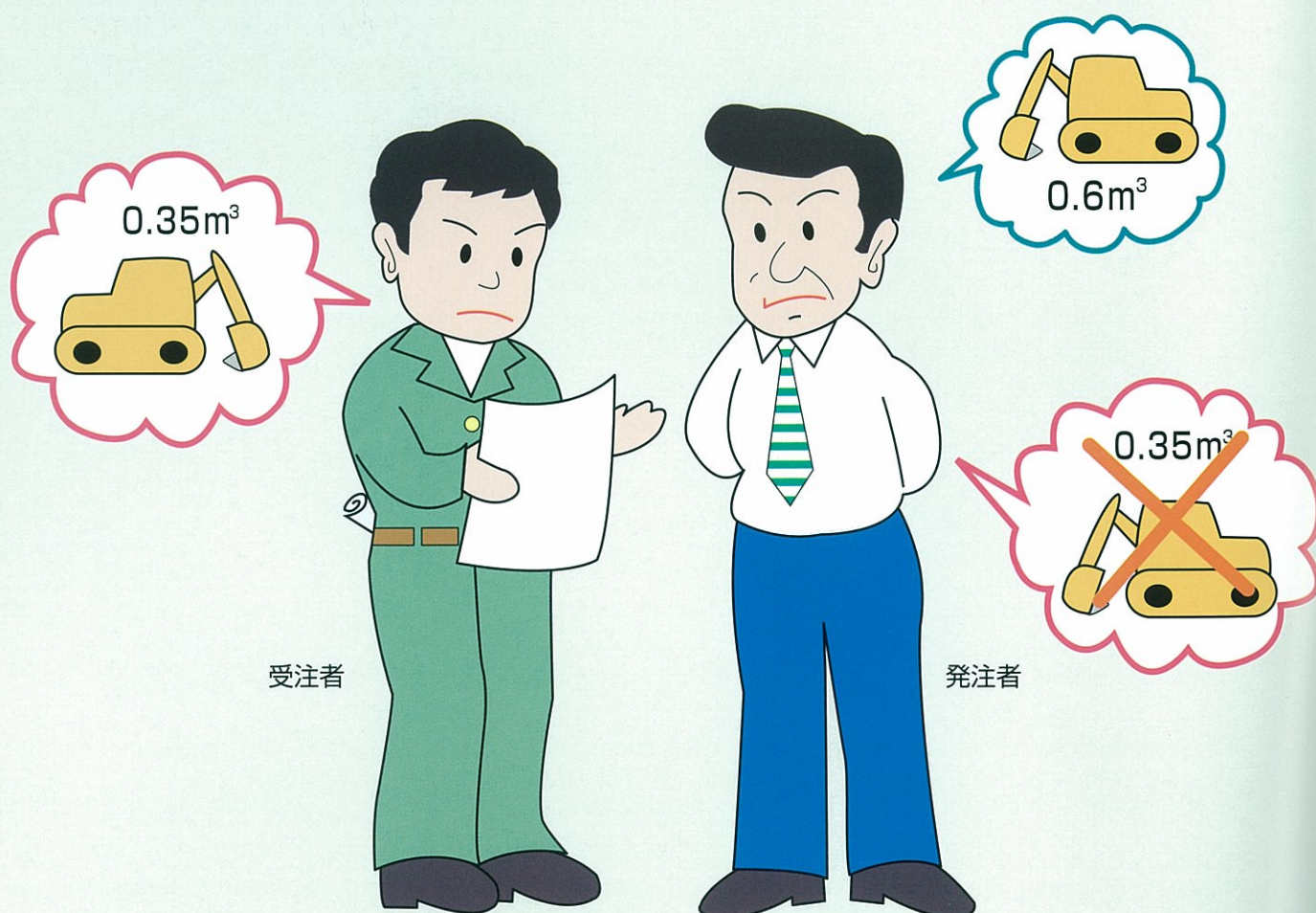


■ 具体例

次のような指導は指定・任意の正しい運用から見ると、**不適切**と考えられます。

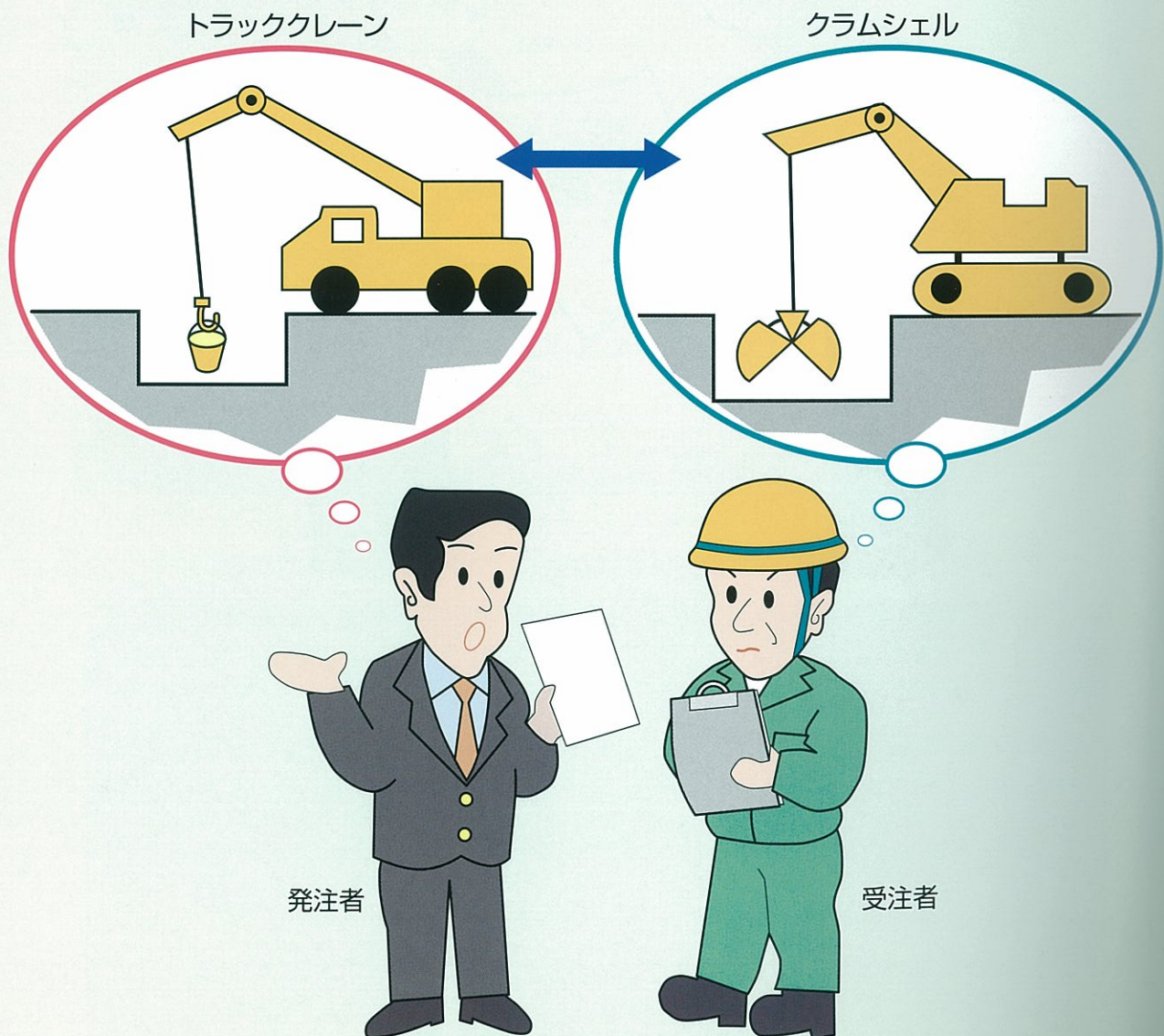
〔例一〕 機械の規格選定に関する不適切な事例

- 機械工事において、バックホウ（ 0.35m^3 級）で施工計画書が提出されたが、積算ではバックホウ（ 0.6m^3 級）を計上しているため、現場にもってくるよう指示した。



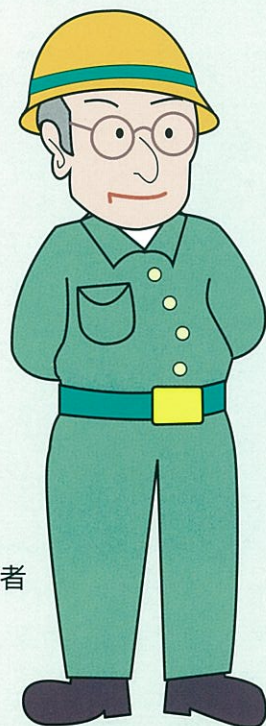
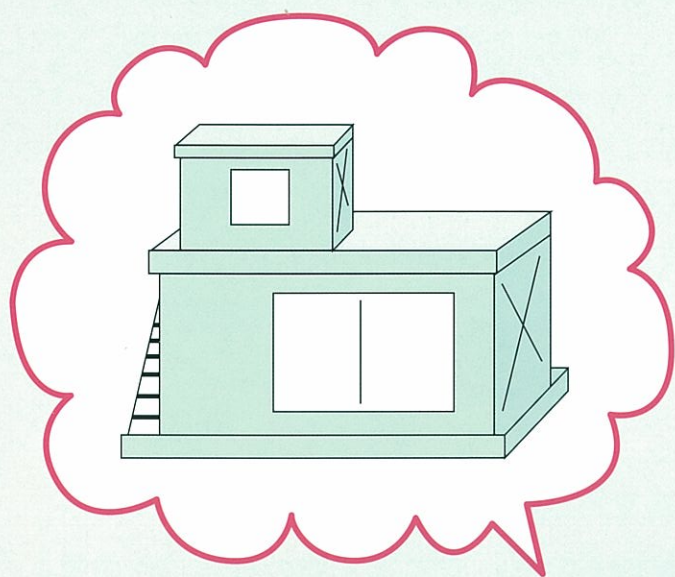
〔例一 2〕 機械の機種選定に関する不適切な事例

- 切梁下の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので受注者がクラムシェル（0.6 m³級）およびバックホウ（0.45 m³級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がクラムシェルおよび人力施工となっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。
- 下水道工事における小口径深礎工の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので受注者が油圧式クラムシェル（0.25 m³級、テレスコピック）と人力の併用によって計画した。発注者が、積算では掘削は人力、揚土はトラッククレーン（5 t 吊り）となっているので、このとおり施工するように指示した。



〔例一 3〕 仮設備の選定に関する不適切な事例

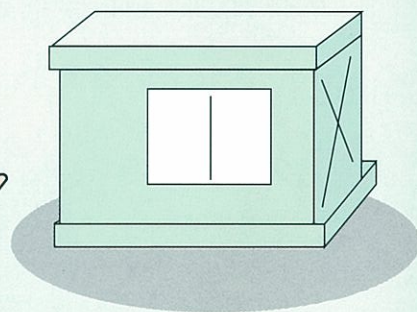
- 都市工事において、受注者が防音ハウス（任意仮設）の検討を行った結果、個々のプラントのスリム化やレイアウトを工夫することによって、発注者が参考図として示していた規模より小さいもので施工可能であった。設計より安くなるという理由で参考図どおりに施工するよう指導した。



受注者

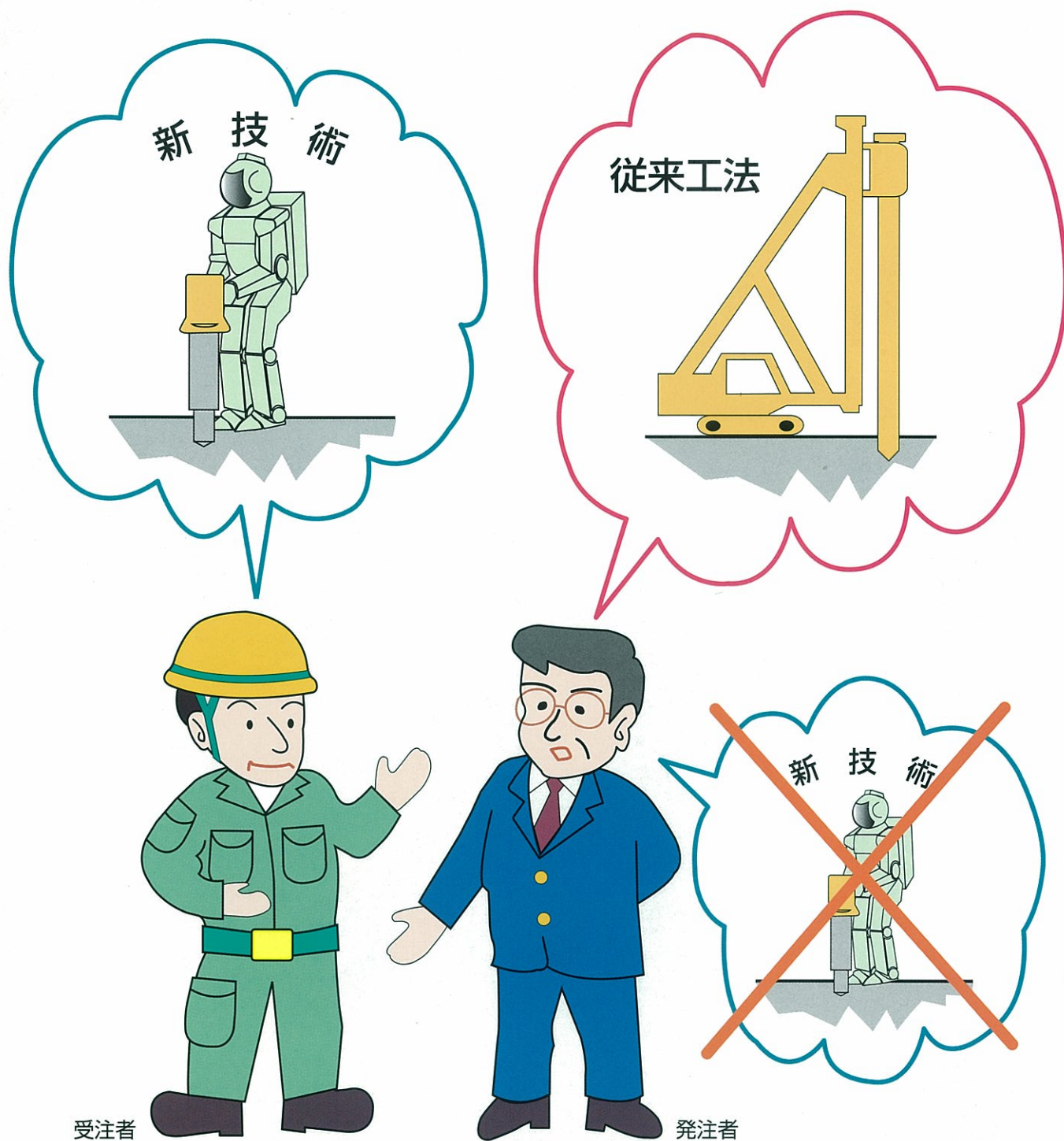


発注者



〔例一 4〕 新技術活用の採用等に関する不適切な事例

- 基礎工や地盤改良工等において、新技術を受注者の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。



受注者

発注者

会計検査への対応について

積算は本来、現場条件や実態を反映したものであるべきことが原則ですから、積算の標準化・簡素化を進めている積算基準も、現場条件などによってはその適用の可否を検討する必要があります。

工事を完成する手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、本来請負者の任意に施工することができるもので、積算基準を根拠とした指導や発注者が想定した工法と異なることによる設計変更は適切ではありません。

会計検査においては、積算基準と実態が異なっているのではないかという指摘が行われることがあります。個々の現場で積算基準の適用範囲等が合っているのであれば、基準と実態の乖離があっても問題になることは原則としてありません。

従って、仮に積算と実態の違いがあったとしても、積算の考え方と個々の現場の事情をきちんと説明することが大切です。

任意施工の徹底は、コスト縮減や新技術普及にも効果があります。

なお、技術管理業務の適切な運用を図るために、下記の資料が作成されているので、参考にして下さい。

参考図書：

「建設工事施工条件明示の実際」	発行（財）建設物価調査会
「公共土木工事設計変更事例集」	編者（財）日本建設情報総合センター 発行 山海堂
「公共土木工事工期設定の考え方と事例集」	発行（財）建設物価調査会
「土木工事仮設計画ガイドブック」	発行（社）全日本建設技術協会

監修・問い合わせ先：国土交通省 大臣官房 技術調査課
総合政策局 建設施工企画課
電話 03-5253-8111（代）

発行：（財）日本建設情報総合センター
電話 03-3584-2401（直通）